

報告第 1 1 号

令和 3 年度決算に係る財政健全化に関する比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度における久喜市の健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和 4 年 8 月 3 1 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

財政健全化に関する比率

健全化判断比率

(単位：％)

実 質 赤 字 比 率	—	(1 1 . 6 9)
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	(1 6 . 6 9)
実 質 公 債 費 比 率	5 . 1	(2 5 . 0)
将 来 負 担 比 率	3 . 4	(3 5 0 . 0)

備考

- 1 実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないことから、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、「—」を記載しています。
- 2 早期健全化基準を、括弧内に記載しています。

資金不足比率

(単位：％)

土地区画整理事業特別会計	—	(2 0 . 0)
水 道 事 業 会 計	—	(2 0 . 0)
下 水 道 事 業 会 計	—	(2 0 . 0)

備考

- 1 いずれの特別会計においても資金不足額が生じていないことから、資金不足比率については、「—」を記載しています。
- 2 経営健全化基準を、括弧内に記載しています。



久監査第 2 5 3 号
令和 4 年 8 月 5 日

久喜市長 梅 田 修 一 様

久喜市監査委員 菊 地 雅 之
久喜市監査委員 上 條 哲 弘

財政健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により審査に付された令和 3 年度決算に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる書類を審査したので、別紙のとおりその意見を提出する。

令和３年度 財政健全化審査意見

審査の概要

1 準拠基準

久喜市監査基準

2 審査の対象

令和３年度決算に基づく健全化判断比率

3 審査の着眼点

市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の実施内容

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる書類について、証憑突合、計算突合、質問等の手法を用いて審査を実施した。

5 審査の期間

令和４年７月２０日から令和４年８月５日まで

6 審査の結果

別紙のとおり

別紙

審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

健全化判断比率	令和3年度	令和2年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	11.69
② 連結実質赤字比率	—	—	16.69
③ 実質公債費比率	5.1	5.7	25.00
④ 将来負担比率	3.4	5.5	350.00

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和3年度一般会計等の実質収支は黒字となっており、実質赤字比率は早期健全化基準の 11.69%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

② 連結実質赤字比率について

令和3年度の連結実質収支は黒字となっており、連結実質赤字比率は早期健全化基準の 16.69%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

③ 実質公債費比率について

令和3年度の実質公債費比率は 5.1%となっており、前年度より 0.6 ポイントの減少となった。

早期健全化基準の 25.00%と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められる。

④ 将来負担比率について

令和3年度の将来負担比率は 3.4%となっており、前年度より 2.1 ポイントの減少となった。

早期健全化基準の 350.00%と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。



久 喜 市 監 査 第 2 5 4 号

令 和 4 年 8 月 5 日

久喜市長 梅 田 修 一 様

久喜市監査委員 菊 地 雅 之

久喜市監査委員 上 條 哲 弘

経営健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された令和3年度決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる書類を審査したので、その意見を提出する。

令和３年度 経営健全化審査意見

第１ 審査の概要

１ 準拠基準

久喜市監査基準

２ 審査の対象

令和３年度決算に基づく以下の会計の資金不足比率

（１）久喜市土地区画整理事業特別会計

（２）久喜市水道事業会計

（３）久喜市下水道事業会計

３ 審査の着眼点

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査した。

４ 審査の実施内容

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる書類について、証憑突合、計算突合、質問等の手法を用いて審査を実施した。

５ 審査の期間

令和４年７月２０日から令和４年８月５日まで

６ 審査の結果

別紙１から別紙３までのとおり

別紙 1

令和 3 年度久喜市土地区画整理事業特別会計（法非適用企業）

審査の結果

（1） 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる書類は、
いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和 3 年度	令和 2 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	(%) 20.0

（2） 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の
20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

（3） 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

別紙 2

令和 3 年度久喜市水道事業会計

審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる書類は、
いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和 3 年度	令和 2 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	(%) 20.0

(2) 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の
20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

別紙 3

令和 3 年度久喜市下水道事業会計

審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる書類は、
いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和 3 年度	令和 2 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	(%) 20.0

(2) 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の
20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。